



令和8年（2026年）1月25日

四番漁港環境用地における不審火について

- 1月25日（日）、水産振興センターに隣接する四番漁港環境用地において広範囲な枯草の延焼を確認しました。
- 水産振興センター、漁港施設及び漁船・漁具等への被害はありません。
- 同日午前中、熊本西消防署による消火が行われました。また熊本南警察署も加わって現場実況見分が行われたところ、現時点では悪質ないたずら行為による不審火（放火目的ではない）との見解です。
- なお、同様の不審火は12月8日・12月26日にも発生しており今回で今冬3回目の発生となります。

- 1 発生日時 令和8年（2026年）1月25日（日）7時37分、水産振興センター所長宛に消防から環境用地の一部（枯草）が延焼している旨の連絡が入る。（7:30 西消防署による消火開始 7:46 鎮火）
- 2 場 所 西区沖新町船場 4956
（水産振興センター隣接 四番漁港環境用地）
- 3 概 要 当センター管理の環境用地の一部が延焼。主に除草後の草が燃焼していた。現地状況から自然発火は考えにくく、通常火の気もないため不審火の可能性が高い。
延焼面積：約 3,300 m²（70m×47m）
※状況写真は、別紙参照。
- 4 今後の対応
 - ・火気厳禁の注意喚起を掲示
 - ・監視カメラの設置
 - ・警察によるパトロール強化
- 5 市民へのお願い 不用意な火気の使用は延焼拡大のおそれがあるため、環境用地周辺での火気の使用はやめていただき、また、不審な行為や人物を見かけた場合は、速やかに警察へ通報いただくようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

熊本市水産振興センター

電話：096-311-4010

所長：田中 伊知郎（たなか いちお）

1.25四番漁港環境用地 不審火状況写真



被災延焼面積：3,300㎡
(内訳) 47m × 70m = 約3,300㎡

